

7 経済的な利益を受けた名義貸人による架空契約の無効等の抗弁

吉元利行

現代ビジネス法研究所 代表

東京地判平30・2・23 平28(ワ)7307号 債務不存在確認等請求事件および反訴事件 2018 WLJPCA02238019、判例秘書L07331003、LEX/DB25551712、dl-law29048292

●——事案の概要

原告Xは、昭和34年生まれ的女性で、平成20年以降、夫が理事長である医療法人社団A会(B整形外科)の理事の地位にある者である。Xは、販売店C株式会社との間で、貴金属・バッグ等を購入する売買契約を多数契約し、うち11件につき、平成25年7月11日から平成27年9月30日までの間に被告信販会社Y₁との間で立替払契約を、6件につき、平成25年10月21日から平成27年8月26日までの間に被告信販会社Y₂との間で立替払契約を締結し、被告らはCに上記各立替払契約に基づく立替払をした。Xは、約定通り立替金を返済していたが、Cが同年10月20日に破産手続開始の申立てをし、同月28日に破産手続開始の決定を受けて以降、Xは、Y₁に対して、有効な契約と自認する3件の契約を除く8件の、Y₂に対しては6件すべての契約の分割払金の支払を遅滞し、所定の催告を受けてもこれを支払わなかったため、Y₁及びY₂はXに対し、期限の利益を喪失したと主張して、残金の支払を求めた。これに対し、Xは、Y₁との契約8件、Y₂との契約6件は、資金繰りに窮していたCが立替金を騙取するため

に、Xの名義を利用して締結した架空契約であり、売買契約の心裡留保、又は虚偽表示による無効、クーリングオフによる取消、不実告知による取消、将来取消しうるという約定解除権に基づく解約などを主張し、立替払契約の無効による債務不存在の確認と既払金(2件計16万8500円)の返還を求めて提訴した。

●——判旨

請求棄却

本判決はXの債務不存在の主張を認めなかった。争点①売買契約の無効、取消、解約、解除及び立替払契約の無効については、裁判所は、以下の事実から、架空の立替払契約に積極的な関与、経済的な利益の享受と偽装工作を認定した。④Y₁と2件の立替払契約(78万円相当のクロコ・ダイルバッグ、410万円相当のダイヤモンドリング、224万円相当のダイヤモンドネックレスの購入)の後に、Cから「支払が終わる5年後からゆっくり支払えばよいなどと勧誘され、代金(分割払金)の支払を先延ばしにしてもらえるのであれば買ってもよいと考え、約239万円相当のダイヤモンドブローチをショッピングクレジット

で購入することとした」が「その際、Cから、クレジット会社からの立替払契約の意思確認手続に対しては「はい、はい」と答えること、立替払契約に係る分割払金の振込用紙がクレジット会社から送付されてくるので、Cに持参することなどの指示を受け…指示に従って「はい、はい」などと返答するだけであって、Cとの間で5年後から支払うこととなっているなどの事情を説明することはなかった」。

⑥Xは、Y₁社から送られてきた分割払金の振込用紙をCに持参する一方、Cから、上記商品を実際に受領していた。⑦Y₂社からの確認電話においても同様の対応をしたほか、Y₂社に対しては、「Xは、その時点ではいまだ上記商品を受領していなかったのに、Cの指示するままに…納品確認書を提出し…商品が約定どおり納品された旨の虚偽の報告をしていた」

⑧「その後…立替払契約に係る分割払金の振込用紙をCに持参する一方、Cから、上記各商品（オーストリッチバッグ、ルビーネックレス、ルビーリング）を実際に受領した」こと、⑨平成26年5月27日のCからの同様な勧誘を受けた248万円相当のダイヤモンドネックレスの購入に際しては、自らの代金先延ばしに必要な手続きであると考えて、商品名も金額も異なるY₁及びY₂との5件の立替払契約に分割して、契約を締結して、当該ダイヤモンドネックレスを受領した。

これらの事実をもとに、「Xは、Cの資金調達に助力するというにとどまらず、自らも購入し、引渡しを受けた商品の代金（分割払金）支払の先延ばしという経済的利益を享受し続けるために、架空又は実体と異なる立替払契約に積極的に関与し続けてきたというべきであって、XをCの不正な意図により一方的に

利用されたにすぎない被害者であるなどと評価することはできず、「Xの主張する売買契約の無効、取消し、解約、解除、立替払契約の無効の原因があるとは認め難いものの、仮にその原因の存在を一部肯定する余地があるとしても…架空又は実体と異なる立替払契約に積極的に関与し、これによる経済的な利益を享受し、被告らに対する偽装工作まで行っていたXにおいて、クーリングオフの点も含め、上記無効等の原因があることをもって立替払契約に基づく分割払金の支払を拒絶しようとすることは信義則に違反して許されないというべきである」とした。

また、争点②被告信販会社の過剰与信防止義務違反についても、その収入に照らし、経済的余裕があったことを理由に支払可能見込額調査義務違反を認めなかった。

●——研究

1 本判決の意義と位置づけ

立替払契約、特に、個別信用購入あっせんと定義される三当事者間のクレジット取引においては、様々な背景から、事実と異なるクレジット契約が行われることがある。信販会社の加盟店となっている事業者が自己の資金繰り等の目的で、顧客に迷惑をかけないからとして名義貸しを依頼する。その形態は、①売買契約が存在しないまま、立替払契約に顧客の名義を借りるもの、②売買契約は別人の契約で、立替払契約に顧客の名義を借りるもの、③購入契約を締結し、現金等で決済したが、架空の立替払契約を締結したことするもの、④正常な購入契約と立替払契約のほか、他の信販会社に二重に立替払契約を申し込む

ものなどがある。また、㊸実購入者が何らかの事情により与信を受けられないので知人に立替払契約の名義人になることを委託するものなどがある。

本事案は、販売店から「5年後から支払えばよい、いつでもキャンセルできる」という勧誘を受けて購入契約を締結しながら、当面の間自分では支払う意思がない、実態と異なる3件の立替払契約を締結した後、更に同様の勧誘を受けて、購入する予定の商品とは異なる架空の商品を購入するための5件の立替払契約を支払意思を有しないまま締結し、最後には売買契約自体が架空の立替払契約を7件締結したという、多様な形態の名義貸し契約を一人で行ったものである。

本件において、名義貸人は、販売店の上記勧誘内容が、「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当し、その不実告知がなされたとして、立替払契約の無効などを主張する。この主要な主張において、被告は、個別信用購入あっせんにおいて、購入者が名義上の購入者となることを承諾して、あっせん業者との間で立替払契約を締結した場合であっても、販売業者が購入者に対してした告知の内容が、割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たるとされ、個別信用購入あっせん契約の取消しの可能性が認められた最三判平29・2・21民集71巻2号99頁（以下、「平成29年最判」という）を引用する。

名義貸しを勧誘する販売店は、名義貸しを承諾させるに際し、様々な理由付けを持って、名義貸しを承諾させようとするのであるが、そのうち、どのような勧誘や告知内容が

「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当するか、平成29年最判以降に判断した裁判例は少ない。また、何らかの不実告知を受けて名義貸契約を承諾した購入者が不正な契約行為にもかかわらず、責任を否定する抗弁が信義則上認められるかどうか、平成29年最判以後の下級審の判断として、注目されるものである。

2 2008年割賦販売法改正と平成29年最判

(1) 調査義務の強化と取消権の創設

特定商取引法の通信販売を除く販売類型では、販売業者からの強い要請で売買契約等を締結し、その代金支払方法として立替払契約がセットとなって行われることが多くみられるため、オーバートークにとどまらない、不適正な勧誘等により、苦情の発生や過量販売の発生が散見された。

そこで、2008年に割賦販売法が改正され、立替払契約の原因取引が特定商取引法に規定する5種類の販売形態（訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、連鎖販売取引）による売買契約・役務提供契約の場合には、立替払契約を締結しようとする際に個別信用購入あっせん業者に、当該立替払契約（以下、「特定個別クレジット契約」という）の内容を十分了解しているかにとどまらず、その勧誘方法、不実告知等の不適正勧誘の有無についての調査、商品の引き渡し状況など詳細な調査義務が課せられた（割賦販売法35条の3の5）。また、特定個別クレジット加盟店が購入者に対しておこなった支払総額、分割支払の金額や回数、商品の種類・性能・品質又は権利や役務の種類、商品等の引き渡し時期等やクーリングオフなどの契約解除等の事項につき、不実告知を行

い、告知内容が事実であると誤認して契約を締結したり、これらの重要事項につき、故意に事実を告げないで、そのような事実が存在しないと誤認して契約を締結したときは、購入者は立替払契約を取り消せるようになった(同法35条の3の13第1項)。

取消しできる不実告知時は同条同項1～5号に定める支払総額など具体的に列挙された重要事項だけでなく、同項6号において「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」という包括条項があり、取消しできる不実告知の内容は個別に判断されることになる。(2)平成29年最判と本判決

2008年の割賦販売法改正後、名義貸しの勧誘文言に着目し、立替払契約がたとえ、購入者の名義貸しであったとしても、契約の締結の動機となる勧誘内容に不実告知があった場合には、同項6号に該当することが考えられるとして、立替払契約の取消しが認められる可能性があることを判示したのが平成29年最判である。判決では、「立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として

保護に値しないということはできないから、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない」としている。

つまり、①販売店の依頼に基づくものであること、②依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があったことで、③誤認して、立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るので、「名義貸しという不正な契約を行った購入者であっても、保護に値しない」としたのである。

これは、従来の判決において名義貸人が承諾のうえ、立替払契約を締結したときは、原則として契約責任があるとする裁判例が多い中で、名義貸しを承諾していてもその責任を免れうるケースがあることを認めた事例判決である。

しかし、平成29年最判には、「割賦販売法は、消費者保護の観点から、販売業者の違法不当な行為によって実際に商品を購入した者に対し、当該購入代金に係る立替払契約について、あっせん業者と販売業者との間の密接な関係を考慮して、一定の要件の下で、販売業者による不実告知を理由とする意思表示の取消しや販売業者に対して有する抗弁権の接続によるあっせん業者からの支払請求の拒絶を認めているが、名義貸しの場合は、そもそも商品購入契約が架空のものであり、かつ、

そのことを名義貸人が認識しているという点で、同法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況を異にするのであって、そうした場合をも同様に同法の保護の対象に含めるのは、相当とはいえない(山崎敏充裁判官)とする反対意見もあった。平成29年最判は、「名義貸しという不正な契約を行った購入者であっても、保護に値しないということとはできない」と判示したものであり、本来山崎裁判官の反対意見の通り、名義貸し事案において割賦販売法35条の3の13第1項の適用はないと考えられるものの、平成29年最判以降の名義貸しにおける上記①②および③の要件を満たす場合には、割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めることができる場合があることを示したものと見える。しかし、平成29年最判は、高裁に差し戻しのうえ、和解により解決しており、名義貸し事案において、どのような内容の勧誘につき、不実告知として、名義貸与人を保護に値するものとして、取消権を認めるべきかその後の裁判所の判断が注目されている。

3 本判決の射程と今後の展望

(1) 不実告知の主張と経済的利益

本事案では、名義貸人は、Cの「立替払契約の支払が終わる5年後からゆっくり支払えばよい」、「すぐに立替払契約をキャンセルする」などの説明を信じたが、これは、商品代金の支払の時期及び方法、販売契約の解除に関する事項及びその他、当該売買契約に関する事項であって、購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実の告知をしたことに当たるとして、上記②の要件を

満たし、Cの資金繰りに利用された被害者であり③の要件を満たすことを主張した。

しかし、裁判所は、「仮にCのXに対する勧誘上、Xの任意による各売買契約、各立替払契約のキャンセルを許容するような発言があったとしても、被告らとの間でそのような一方的なキャンセルが当然に効力を生ずるものでないことは、医療法人の理事の地位にあったXにおいて理解していたというべきで…上記発言は、せいぜい、CとXとの相互協力、相互利用による架空又は実体と異なる立替払契約が続けられるなどして、Xの任意によるキャンセルを前提としてもCの資金調達に支障を来さない限度で、かつCとの関係で相対的に効力を生ずるにすぎないものである」として、Xがリスクや結果を予想できたとして要件②に適合せず、かつ、「Xは、Cの資金調達に助力するというにとどまらず、自らも購入し、引渡しを受けた商品の代金(分割払金)支払の先延ばしという経済的利益を享受し続けるために、架空又は実体と異なる立替払契約に積極的に関与し続けてきたというべきであって、XをCの不正な意図により一方的に利用されたにすぎない被害者であるなどと評価することはできない」として、要件③に該当しないと指摘し、平成29年最判を「購入者自らは全く経済的利益を受けておらず、販売業者に利用されたとも評価し得る事案に関するものであって、事案を異にし、本件には適切ではない」と述べている。

しかし、平成29年最判の第一審判決によると、購入者の一部は、名義貸しに際して、数千円から2万円程度の物品を名義貸しの謝礼として受け取っている。第一審判決では、この程度の物品の謝礼は、名義貸しの対価で

あるとは言えないとして問題としていないものの、本判決では、平成29年最判において、謝礼の受け渡しに関する言及がなかったためか、平成29年最判を「購入者自らは全く経済的利益を受けておらず、販売業者に利用されたとも評価し得る事案に関するもの」として扱っているが、どの程度の金額、経済的利益までは、「不正な意図により一方的に利用されたにすぎない被害者」と評価されるのだろうか。今後の裁判例の集積が待たれる。

(2) 保護に値する場合の判断基準

本判決の後には、販売店からの名義貸し依頼ではなく、1.㉔のケースに近い2例で購入者の得た（得ようとした）利益をもとに、信義則違反で割賦販売法30条の3の19の支払停止の抗弁を認めなかった裁判例がある。東京地判平30・4・17（2018WLJPCA04178006）では、知人から頼まれて自動車購入代金の立替払契約に名義を貸した者が、その代金を支払わずに、レンタカー等に貸し出し、1年間名義を貸して、その代わりに1か月3万円の手数料をもらうといった経済的利益を受けようとした事案である。また、東京地判平30・5・30（2018WLJPCA05308020）においては、「被告名義で自動車ローンを組んで購入し、1年後に譲渡してほしい。被告はそれまでの1年間は無料で自動車を使用することができ、（ガソリン代や駐車場代金等を負担すること以外は、）ローンの返済資金を負担する必要もない」と勧誘されたことが、契約締結の動機となっている事案である。

2事案とも、販売業者や知人に不当に利用されて立替払契約を締結したものと評価できるが、名義貸人が得ることができたかどうかは別にして、「経済的利益」を得る目的が

あったことが、名義貸人のこれらの抗弁について、信義則違反として抗弁を認めなかった理由の一つとされている。また、いずれも、知人等に言われるまま、立替払契約の締結に同意し、実際に販売店を訪問したこともないにもかかわらず、クレジット会社の電話確認に際して、自動車を購入したこと、支払総額等契約内容を認識していることの回答を行っていることが認定され、東京地判平30・5・30においては、退職した勤務先名を記入したり、年収の虚偽記載を行い、現物を確認したなど虚偽の回答をするなどして、名義貸しの立替払契約の成立に協力しているような事情に照らし、「本件売買契約や本件クレジット契約の締結によって享受しようとした利益が結果的に得られなかったことがあるとしても、そのような利益は被告自ら欺罔行為をはたらいた相手方である原告との関係で保護されるべき利益であるとはいえず、そのような被告が原告にC店の詐欺、被告の錯誤、本件自動車の引渡しとの同時履行を主張することは、信義則に違反して許されない」と判示している。

このように、この2件の裁判例からは、保護に値しうる利得の範囲について判断され、仮に利得を結果的に得られなかったとしても、抗弁を主張することは許されないとしていること、また、名義貸人が名義貸しでの立替払契約の成立のため、単に「はい、はい」と返事をするだけでなく、より能動的に虚偽回答などの言動を行っているとして、これらの行為から、購入者としての保護に値しないことを裁判所が判断したと考えられる。

(3) 名義貸し事案と調査義務

名義貸し事件において、従来の事件では、

販売店等の指示に従って、「はい、はい」と返事をして、支払の内容など契約内容を電話確認で承認したことが、名義貸しという不正な契約内容を承認したかが、焦点になっていたと考えられるが、本事案及び上記2裁判例を見ると、確認電話における契約内容をめぐる詳細なやり取りが認定され、裁判所の判断材料になっているように見える。

これは、2008年の割賦販売法改正において、クレジット会社に契約前の勧誘方法等の調査義務が導入されたことで、契約時の確認内容などの見直しが行われ、個別クレジットに関する自主規制基本規則が定められ、調査方法と内容、調査結果の記録義務が徹底されているのが影響しているのかもしれない。

割賦販売法の2008年改正を受けて、認定割賦販売協会は、自主規制基本規則で調査項目として、申込みを受けた時点で、特定個別クレジット契約書の特定個別クレジット加盟店を経由して申込者に交付する控え書面に、「勧誘方法等確認のお願い」の項目を追加している。個別クレジット会社は、「勧誘方法等確認のお願い」を用いて、書面の記載事項について事実であるとの誤認、事実が存在しないとの誤認、断定的判断の提供内容が確実であるとの誤認の有無、特定個別クレジット契約に係る商品等の性能・品質・効能・必要数量・効果に関し、将来における変動が不確実な事項について提供された断定的判断の有無、付随する商品や役務など申込書面に記載されていない事項であって、申込者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの有無、

特定個別クレジット契約に関する事項であって、申込者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について告げられた内容が、事実であるとの誤認、事実が存在しないとの誤認、断定的判断の提供内容が確実であるとの誤認の有無、特定個別クレジット契約に係る売買契約等の特定個別クレジット加盟店による威迫・困惑行為の有無など調査すべきとされている（個別クレジット自主規制規則36条）。

また、その確認方法は、申込みから相当な期間を経過したときに、原則として電話により調査が行わなければならない（同自主規制規則37条1項）とされており、従来の名義貸し事件にみられたような、申込みから間をおかないで（そばに名義貸しの勧誘者がいるかもしれない状態で）電話での意思確認を行うことができないようになっている。

さらに、調査結果の記録保存義務が課されていることから、クレジット会社は個別クレジット契約につき、確認電話の応答内容を録音することを含め、これらのやり取りを詳細に記録して保存することになっている。

この結果、3つの事案において、個別クレジット契約の締結時の電話確認において、より慎重に契約意思や契約内容等の確認、商品の納入の有無やその時期についての確認がおこなわれていることがうかがえる。

このように、名義貸しなどの不正な申し込みを排除しようとする調査と記録が、調査を潜り抜けて名義貸しする購入者の抗弁の主張において、保護に値する抗弁かどうかの判断に大きく影響しているのではないかと考えられる。

[参考判例・文献]

・後藤巻則・池本誠司『割賦販売法』（2011）473頁。